

「千葉県教育職員免許状再授与審査会規則」の制定について

令和 7 年 3 月 2 1 日

教育振興部教職員課

1 制定規則理由

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号）において、第 22 条第 1 項の規定により、特定免許状失効者等に対し、免許状を再び授与する場合、あらかじめ都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴く必要があり、審査会は都道府県の教育委員会に置くこととされている。

審査会の組織及び運営に関する必要な事項については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則」（令和 4 年文部科学省令第 5 号。以下「児童生徒性暴力等防止規則」という。）で定められたものを除き、都道府県の教育委員会規則で定めることとされているため、当該事項に関する規則を定める。

2 主な内容

- ・第 1 条 児童生徒性暴力等防止規則第 6 条の規定により審査会の組織及び運営について定める旨
- ・第 2 条 審査会の組織（委員の人数及び構成）
- ・第 3 条 会議（招集権者及び議長、委員以外の者の出席並びに利害関係等を有する委員の除斥）
- ・第 4 条 委員及び元委員の秘密の保持義務
- ・第 5 条 庶務を教育庁教育振興部教職員課において処理する旨
- ・第 6 条 この規則に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める旨

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日